

住宅建設、購入または補修のための



# 借入金に対する利子相当額

を補助します

平成30年7月豪雨により住宅に被害を受け、災害証明書の発行を受けた方が、新たに住宅を建設・購入、または被災住宅を補修するための資金として金融機関等から融資を受ける場合、一定の条件のもとでその利子を市が10年間助成(補助金を交付)します。(現在、すでに融資を受けている方についても、対象となります。)

区分	補助対象となる要件				補助対象となる利子		備考	
	災害証明書の内容				融資対象限度額			利子補給率
	全壊	大規模半壊	半壊	それ以外	※( )内は令和元年9月30日までに融資申込の場合			
住宅建設	○	○	○	×	建設資金	1,680万円 (1,650万円)	年利 0.63% 以内	新築、中古は問わない
					土地取得資金	970万円 (970万円)		
					整地資金	450万円 (440万円)		
住宅購入	○	○	○	×	購入資金	2,650万円 (2,620万円)		
補修	○	○	○	○	補修資金	740万円 (730万円)		
					整地資金及び引方移転資金	450万円 (440万円)		

※融資の際、被災親族同居の加算がある場合は、建設資金また購入資金の融資対象限度額に640万円(令和元年9月30日までに融資申込の場合は630万円)を加算します。(金融機関の住宅融資に被災親族同居の規定があり、金融機関の審査により認められた場合に限りです。)

※リバースモーゲージ型融資(将来的な住宅の売却を担保にして、そこに住み続けながら金融機関から融資を受ける満60歳以上の方が利用可能な特例融資制度)を利用される(された)場合は、融資対象限度額及び利子補給率が異なります。詳しくはお問合せください。

## ◀利子補給期間▶

償還開始から10年間

## ▶申請期限▶

令和6年3月31日までに市へ申請してください

## ▶主な条件▶

- 令和6年3月31日までに、住宅の復旧のため金融機関から融資を受け、住宅の建設、購入、補修を行うこと。(現在、すでに融資を受けている方も対象です)
- 令和6年12月31日までに利子の支払いが開始すること。
- 高梁市内で住宅を再建(建設・購入)する(した)方、もしくは住宅を補修する(した)方

このほかにも、若者子育て世帯に対する住宅助成制度があります。あわせてお気軽にお問合せください。

## ■お問合せ先■

高梁市市民生活部 住もう高梁推進課  
TEL:0866-21-0282/FAX:0866-22-9460  
MAIL:sumou@city.takahashi.lg.jp